

平成20年3月28日
兵警広例規甲第17号本部長

公安委員会が実施する保有個人情報の開示等に関する事務取扱要領を下記のように定め、平成20年4月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。）及び個人情報の保護に関する条例施行規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、公安委員会が実施する保有個人情報の開示等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 公文書 条例第2条第8号に規定する公文書をいう。
- (2) 保有個人情報 条例第14条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (3) 保有特定個人情報 条例第14条第3項に規定する保有特定個人情報をいう。
- (4) 本人確認 開示請求者が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人による開示請求における当該開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること及び本人の委任による代理人による開示請求における当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人であることを含む。）、訂正請求者が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人による訂正請求における当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること及び本人の委任による代理人による訂正請求における当該訂正請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人であることを含む。）又は利用停止請求者が当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人による利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること及び本人の委任による代理人による利用停止請求における当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の本人の委任による代理人であることを含む。）の確認をいう。
- (5) 開示請求 保有個人情報の開示の請求をいう。
- (6) 開示請求者 開示請求をした者をいう。
- (7) 不開示情報 条例第16条各号のいずれかに該当する情報をいう。
- (8) 開示決定 開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をいう。
- (9) 不開示決定 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。
- (10) 開示決定等 開示決定及び不開示決定をいう。
- (11) 第三者 開示請求に係る保有個人情報にその情報が含まれている国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者をいう。
- (12) 訂正請求 保有個人情報の訂正の請求をいう。
- (13) 訂正請求者 訂正請求をした者をいう。
- (14) 訂正決定 訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定をいう。
- (15) 不訂正決定 訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定をいう。
- (16) 訂正決定等 訂正決定及び不訂正決定をいう。
- (17) 利用停止請求 保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求をいう。
- (18) 利用停止請求者 利用停止請求をした者をいう。
- (19) 利用停止決定 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定をいう。
- (20) 利用不停止決定 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をいう。
- (21) 利用停止決定等 利用停止決定及び利用不停止決定をいう。
- (22) 開示請求等 開示請求、訂正請求及び利用停止請求をいう。

(23) 主管課 開示請求等に係る保有個人情報記録された公文書を保有し、又は保有していると認める所属をいう。

(24) 所管課 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等又は開示請求等に係る不作為に関する保有個人情報に係る事務を所管する警察本部の所属をいう。

第3 個人情報取扱事務の登録等

1 個人情報取扱事務の登録

(1) 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、兵庫県公安委員会文書管理規則（平成13年兵庫県公安委員会規則第11号）第3条各号に掲げる文書に係る事務について、個人情報を取り扱う必要があると認めるときは、個人情報取扱事務登録簿（規則様式第1号。以下「登録簿」という。）を作成し、本部長に上申するものとする。

(2) 総務課長は、前記(1)の規定による上申をした場合において、公安委員会が、上申に係る事務を個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）として決定したときは、登録簿により個人情報取扱事務として登録するとともに、当該登録簿の写しを総務部県民広報課長（以下「県民広報課長」という。）及び警察署長に送付するものとする。

(3) 県民広報課長及び警察署長は、前記(2)の規定により登録簿の写しの送付を受けたときは、当該登録簿の写しを書架等に備え付けて一般の閲覧に供するものとする。

2 個人情報取扱事務の変更及び廃止

(1) 総務課長は、登録した個人情報取扱事務を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、その旨を本部長に上申するものとする。

(2) 総務課長は、前記(1)の規定による上申をした場合において、公安委員会が、個人情報取扱事務の変更又は廃止を決定したときは、変更又は廃止の区分に応じて、それぞれ次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 変更 登録簿により個人情報取扱事務の変更を登録するとともに、当該登録簿の写しを県民広報課長及び警察署長に送付するものとする。

イ 廃止 その旨を県民広報課長及び警察署長に通知するものとする。

(3) 県民広報課長及び警察署長は、前記(2)のアの規定により登録簿の写しの送付を受けたときは当該登録簿の写しを書架等に備え付けて一般の閲覧に供し、前記(2)のイの規定により通知を受けたときは当該通知に係る登録簿の写しを削除するものとする。

第4 本人であることを確認するための書類

1 規則第4条第1項第1号の「その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された免許証、許可証、証明書等」とは、運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳等をいう。

2 規則第4条第1項第3号アの「その他の法律又はこれに基づく命令の規定により交付された証明書等」とは、健康保険被保険者証、年金証書、国民年金手帳、共済年金又は恩給等の証書、在学証明書等をいう。

第5 開示請求に係る事務

1 開示請求書の受領

県民広報課長及び警察署長は、条例第15条第1項の規定による開示請求書の提出があったときは、当該開示請求書を受領するものとする。

2 本人確認等

(1) 開示請求書の提出が持参の方法による場合

ア 警察署長の措置

(ア) 前記1の規定により開示請求書を受領したときは、本人確認をするものとする。この場合において、本人確認に至らなかったときは、開示請求者に提示し、又は提出すべき書類を教示するものとする。

(イ) 前記(ア)の措置をとったときは、直ちに開示請求書を県民広報課長に送付（総務部県民広報

課（以下「県民広報課」という。）情報センター経由。以下同じ。）をするものとする。

(ウ) 開示請求書の受領時に本人確認に至らなかった場合において、前記(イ)の送付をした後に本人確認ができたときは、直ちに県民広報課長に通知（県民広報課情報センター経由。以下同じ。）をするものとする。

イ 県民広報課長の措置

(ア) 前記1の規定により開示請求書を受領したときは、本人確認をするものとする。この場合において、本人確認に至らなかったときは、開示請求者に提示し、又は提出すべき書類を教示するものとする。

(イ) 前記(ア)の措置をとったとき、又は前記アの(イ)の規定により警察署長から開示請求書の送付を受けたときは、開示請求事案の処理状況を把握するために必要な措置を講ずるとともに、直ちに開示請求書を総務課長に送付（総務部総務課（以下「総務課」という。）公安委員会補佐室経由。以下同じ。）をするものとする。

(ウ) 開示請求書の受領時に本人確認に至らなかった場合において、前記(イ)の送付をした後に本人確認ができたとき、又は前記アの(ウ)の規定により警察署長から本人確認ができた旨の通知を受けたときは、直ちに総務課長に通知（総務課公安委員会補佐室経由。以下同じ。）をするものとする。

(2) 開示請求書の提出が送付の方法による場合

ア 警察署長の措置

前記1の規定により開示請求書を受領したときは、開示請求書その他の送付された一切の書類を県民広報課長に送付をするものとする。

イ 県民広報課長の措置

前記1の規定により開示請求書を受領し、又は前記アの規定により警察署長から開示請求書の送付を受けたときは、開示請求事案の処理状況を把握するために必要な措置を講ずるとともに、直ちに開示請求書を総務課長に送付をするものとする。

ウ 総務課長の措置

前記イの規定により県民広報課長から開示請求書の送付を受けたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。この場合において、確認に至らない事項があるときは、開示請求者に当該事項を明らかにするため提示し、又は提出すべき書類を教示するものとする。

(ア) 開示請求書を持参の方法によって提出することができないやむを得ない理由があること。

(イ) 開示請求に係る保有個人情報の本人、法定代理人又は本人の委任による代理人であること。

3 他の実施機関等への事案の移送

(1) 総務課長は、前記2の(1)のイの(イ)又は(2)のイの規定により県民広報課長から開示請求書の送付を受けた場合において、条例第23条第1項の規定による事案の移送が適当であると認めるときは、事案の移送の必要性について、直ちに県民広報課長と協議（県民広報課情報センター経由。以下同じ。）をするものとする。

(2) 総務課長は、前記(1)の協議の結果、他の実施機関等に事案を移送しようとするときは、県民広報課長とともに、速やかに当該他の実施機関等と協議するものとする。

(3) 前記(2)の場合において、総務課長は、県民広報課長を経由して、開示請求事案の移送に関する意見照会書（様式第1号）に開示請求事案の移送に関する意見書（様式第2号）を添えて、開示請求者の意見を聴かなければならない。

(4) 総務課長は、前記(2)の規定による協議の結果、事案の移送を決定したときは、県民広報課長を経由して、速やかに、開示請求事案移送書（様式第3号）により当該他の実施機関等に事案を移送するとともに、開示請求事案移送通知書（規則様式第8号）により開示請求者に通知するものとする。

4 他の実施機関等からの事案の移送

(1) 県民広報課長は、他の実施機関等から公安委員会に対する事案の移送に係る協議の申入れがあったときは、直ちに総務課長に通知をするものとする。

(2) 総務課長は、前記(1)の通知を受けたときは、県民広報課長とともに、速やかに当該他の実施機関

等と協議するものとする。

- (3) 総務課長は、前記(2)の規定による協議の結果、事案の移送を決定したときは、当該他の実施機関等から事案の移送を受けるものとする。

5 補正の要求

総務課長は、前記2の(1)のイの(イ)又は(2)のイの規定により県民広報課長から送付を受けた開示請求書（前記3の規定により他の実施機関等に移送する事案に係る開示請求書を除く。）又は前記4の(3)の規定により他の実施機関等から移送を受けた事案に係る開示請求書について条例第15条第3項の補正が必要であると認めるときは、県民広報課長を経由して、速やかに開示請求者に補正の参考となる情報を提供し、補正を求めるものとする。

6 法定代理人による開示請求の場合の意思確認

総務課長は、開示請求が法定代理人によるものであるときは、必要に応じて当該開示請求に係る保有個人情報の本人の意思を確認するものとする。

7 開示決定等の検討

総務課長は、開示請求書を受理したときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書を特定し、不開示情報の有無等について、検討するものとする。この場合において、総務課長は、県民広報課長と協議をするものとする。

8 開示決定等の期間の延長等

- (1) 総務課長は、前記7の規定による検討の結果、条例第21条第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが困難であると認めるときは、関係資料を添えて、次に掲げるいずれかの措置を速やかに本部長に上申するものとする。

ア 条例第21条第2項の規定による開示決定等の期間の延長

イ 条例第22条第1項の規定による開示決定等の期限の特例の適用

- (2) 総務課長は、前記(1)の規定による上申をした場合において、公安委員会が開示決定等の期間の延長を決定したときは開示決定等期間延長通知書（規則様式第6号）により、開示決定等の期限の特例の適用を決定したときは開示決定等期間特例延長通知書（規則様式第7号）により、県民広報課長を経由して、速やかに開示請求者に通知するものとする。

9 第三者への意見照会

- (1) 総務課長は、前記7の規定による検討の結果、条例第24条第1項の規定により意見書を提出する機会を与えるときは、県民広報課長を経由して、当該第三者に関する情報の内容及び規則第10条第2項の事項を第三者に通知するものとする。
- (2) 総務課長は、前記7の規定による検討の結果、条例第24条第2項の規定により意見書を提出する機会を与えるときは、開示決定に係る意見照会書（規則様式第9号）により、県民広報課長を経由して、第三者に通知するものとする。
- (3) 総務課長は、前記(1)及び(2)の規定により第三者に意見書を提出する機会を与えるときは、開示決定に対する意見書（様式第4号）により行うものとする。

10 開示決定等

- (1) 総務課長は、前記7の規定による検討の結果、開示決定等が可能であると認めるときは、関係資料を添えて、直ちに本部長に上申するものとする。
- (2) 総務課長は、前記(1)の規定による上申をした場合において、公安委員会が開示決定等をしたときは、当該決定の内容に応じて、開示決定通知書（規則様式第3号）、部分開示決定通知書（規則様式第4号）又は不開示決定通知書（規則様式第5号）（以下「開示決定通知書等」という。）により、県民広報課長を経由して、直ちに開示請求者に通知するものとする。この場合において、当該開示決定等が開示決定であるときは、開示決定通知書又は部分開示決定通知書に開示方法等申出書（規則様式第11号）を添えるものとする。
- (3) 総務課長は、前記(2)の規定により公安委員会が開示決定をした場合において、当該開示決定が開示請求に係る保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書が提出されたものに対する開示決定であるときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くとともに、

開示決定に係る通知書（規則様式第10号）により、県民広報課長を経由して、直ちに意見書を提出した第三者に通知するものとする。

11 開示の実施

- (1) 県民広報課長は、公安委員会が開示決定をしたときは、開示請求に係る保有個人情報について、開示を実施するものとする。この場合において、県民広報課長は、総務課長に開示への立会いを求めることができる。
- (2) 県民広報課長は、前記(1)の規定により開示を実施する場合において、当該開示の実施が公文書の写し又は複製物の交付により開示の実施を受けようとする開示請求者に対するものであるときは、事前に規則第28条に規定する写し又は複製物の作成又は送付に要する費用の納付を受けるものとする。
- (3) 県民広報課長は、前記(1)及び(2)の規定にかかわらず、当該開示の実施に係る事務を警察署長に依頼することができる。

12 簡易な開示

- (1) 総務課長は、保有個人情報のうち条例第26条第1項の規定により口頭による開示請求ができるものを、本部長に上申するものとする。
- (2) 県民広報課長は、前記(1)の規定による上申に基づき公安委員会が規則第13条の規定により告示を行った保有個人情報について、条例第26条第1項の規定による開示請求があったときは、本人確認をするものとする。この場合において、本人確認ができたときは、直ちに、当該保有個人情報について、開示を実施するものとする。
- (3) 県民広報課長は、前記(2)の規定による簡易な開示を実施したときは、簡易な開示処理表（様式第5号）に記録するものとする。
- (4) 県民広報課長は、簡易な開示に係る事務について、必要な協力を総務課長に求めることができる。

第6 訂正請求に係る事務

1 訂正請求書の受領

県民広報課長及び警察署長は、条例第29条第1項の規定による訂正請求書の提出があったときは、当該訂正請求書を受領するものとする。

2 本人確認等

(1) 訂正請求書の提出が持参の方法による場合

ア 警察署長の措置

(ア) 前記1の規定により訂正請求書を受領したときは、本人確認をするものとする。この場合において、本人確認に至らなかったときは、訂正請求者に提示し、又は提出すべき書類を教示するものとする。

(イ) 前記(ア)の措置をとったときは、直ちに訂正請求書を県民広報課長に送付をするものとする。

(ウ) 訂正請求書の受領時に本人確認に至らなかった場合において、前記(イ)の送付をした後に本人確認ができたときは、直ちに県民広報課長に通知をするものとする。

イ 県民広報課長の措置

(ア) 前記1の規定により訂正請求書を受領したときは、本人確認をするものとする。この場合において、本人確認に至らなかったときは、訂正請求者に提示し、又は提出すべき書類を教示するものとする。

(イ) 前記(ア)の措置をとったとき、又は前記アの(イ)の規定により警察署長から訂正請求書の送付を受けたときは、訂正請求事案の処理状況を把握するために必要な措置を講ずるとともに、直ちに訂正請求書を総務課長に送付をするものとする。

(ウ) 訂正請求書の受領時に本人確認に至らなかった場合において、前記(イ)の送付をした後に本人確認ができたとき、又は前記アの(ウ)の規定により警察署長から本人確認ができた旨の通知を受けたときは、直ちに総務課長に通知をするものとする。

(2) 訂正請求書の提出が送付の方法による場合

ア 警察署長の措置

前記1の規定により訂正請求書を受領したときは、訂正請求書その他の送付された一切の書類を県民広報課長に送付をするものとする。

イ 県民広報課長の措置

前記1の規定により訂正請求書を受領し、又は前記アの規定により警察署長から訂正請求書の送付を受けたときは、訂正請求事案の処理状況を把握するために必要な措置を講ずるとともに、直ちに訂正請求書を総務課長に送付をするものとする。

ウ 総務課長の措置

前記イの規定により県民広報課長から訂正請求書の送付を受けたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。この場合において、確認に至らない事項があるときは、訂正請求者に当該事項を明らかにするため提示し、又は提出すべき書類について教示するものとする。

(ア) 開示を受けた者と訂正請求をする者（条例第53条第4項の規定の適用を受けて訂正請求をする者を除く。）とが同一であること、又は訂正請求書を持参の方法によって提出することができないやむを得ない理由があること。

(イ) 訂正請求に係る保有個人情報の本人、法定代理人又は本人の委任による代理人であること。

3 他の実施機関等への事案の移送

- (1) 総務課長は、前記2の(1)のイの(イ)又は(2)のイの規定により県民広報課長から訂正請求書の送付を受けた場合において、条例第34条第1項の規定による事案の移送が適当であると認めるときは、事案の移送の必要性について、直ちに県民広報課長と協議をするものとする。
- (2) 総務課長は、前記(1)の協議の結果、他の実施機関等に事案を移送しようとするときは、県民広報課長とともに、速やかに当該他の実施機関等と協議するものとする。
- (3) 前記(2)の場合において、総務課長は、県民広報課長を経由して、訂正請求事案の移送に関する意見照会書（様式第6号）に訂正請求事案の移送に関する意見書（様式第7号）を添えて、訂正請求者の意見を聴かなければならない。
- (4) 総務課長は、前記(2)の規定による協議の結果、事案の移送を決定したときは、県民広報課長を経由して、速やかに、訂正請求事案移送書（様式第8号）により当該他の実施機関等に事案を移送するとともに、訂正請求事案移送通知書（規則様式第17号）により訂正請求者に通知するものとする。

4 他の実施機関等からの事案の移送

- (1) 県民広報課長は、他の実施機関等から公安委員会に対する事案の移送に係る協議の申入れがあったときは、直ちに総務課長に通知をするものとする。
- (2) 総務課長は、前記(1)の通知を受けたときは、県民広報課長とともに、速やかに当該他の実施機関等と協議するものとする。
- (3) 総務課長は、前記(2)の規定による協議の結果、事案の移送を決定したときは、当該他の実施機関等から事案の移送を受けるものとする。

5 補正の要求

総務課長は、前記2の(1)のイの(イ)又は(2)のイの規定により県民広報課長から送付を受けた訂正請求書（前記3の規定により他の実施機関等に移送する事案に係る訂正請求書を除く。）又は前記4の(3)の規定により他の実施機関等から移送を受けた事案に係る訂正請求書について条例第29条第3項の補正が必要であると認めるときは、県民広報課長を経由して、速やかに訂正請求者に補正の参考となる情報を提供し、補正を求めるものとする。

6 訂正決定等の検討

総務課長は、訂正請求書を受領したときは、速やかに訂正の是非について、検討するものとする。この場合において、総務課長は、県民広報課長と協議をするものとする。

7 訂正決定等の期間の延長等

- (1) 総務課長は、前記6の規定による検討の結果、条例第32条第1項に規定する期間内に訂正決定等を行うことが困難であると認めるときは、関係資料を添えて、次に掲げるいずれかの措置を速やかに本部長に上申するものとする。

ア 条例第32条第2項の規定による訂正決定等の期間の延長

イ 条例第33条第1項の規定による訂正決定等の期限の特例の適用

- (2) 総務課長は、前記(1)の規定による上申をした場合において、公安委員会が訂正決定等の期間の延長を決定したときは訂正決定等期間延長通知書（規則様式第15号）により、訂正決定等の期限の特例の適用を決定したときは訂正決定等期間特例延長通知書（規則様式第16号）により、県民広報課長を経由して、速やかに訂正請求者に通知するものとする。

8 訂正決定等

- (1) 総務課長は、前記6の規定による検討の結果、訂正決定等が可能であると認めるときは、関係資料を添えて、直ちに本部長に上申するものとする。
- (2) 総務課長は、前記(1)の規定による上申をした場合において、公安委員会が訂正決定等をしたときは、当該決定の内容に応じて、訂正決定通知書（規則様式第13号）又は不訂正決定通知書（規則様式第14号）（以下「訂正決定通知書等」という。）により、県民広報課長を経由して、直ちに訂正請求者に通知するものとする。

9 訂正の実施

- (1) 総務課長は、公安委員会が訂正決定をしたときは、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正を実施するものとする。
- (2) 総務課長は、前記(1)の規定により訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、訂正通知書（規則様式第18号）により、訂正請求に係る保有個人情報の提供先に通知するものとする。

第7 利用停止請求に係る事務

1 利用停止請求書の受領

県民広報課長及び警察署長は、条例第37条第1項の規定による利用停止請求書の提出があったときは、当該利用停止請求書を受領するものとする。

2 本人確認等

- (1) 利用停止請求書の提出が持参の方法による場合

ア 警察署長の措置

- (ア) 前記1の規定により利用停止請求書を受領したときは、本人確認をするものとする。この場合において、本人確認に至らなかったときは、利用停止請求者に提示し、又は提出すべき書類を教示するものとする。
- (イ) 前記(ア)の措置をとったときは、直ちに利用停止請求書を県民広報課長に送付をするものとする。
- (ウ) 利用停止請求書の受領時に本人確認に至らなかった場合において、前記(イ)の送付をした後に本人確認ができたときは、直ちに県民広報課長に通知をするものとする。

イ 県民広報課長の措置

- (ア) 前記1の規定により利用停止請求書を受領したときは、本人確認をするものとする。この場合において、本人確認に至らなかったときは、利用停止請求者に提示し、又は提出すべき書類を教示するものとする。
- (イ) 前記(ア)の措置をとったとき、又は前記アの(イ)の規定により警察署長から利用停止請求書の送付を受けたときは、利用停止請求事案の処理状況を把握するために必要な措置を講ずるとともに、直ちに利用停止請求書を総務課長に送付をするものとする。
- (ウ) 利用停止請求書の受領時に本人確認に至らなかった場合において、前記(イ)の送付をした後に本人確認ができたとき、又は前記アの(ウ)の規定により警察署長から本人確認ができた旨の通知を受けたときは、直ちに総務課長に通知をするものとする。

- (2) 利用停止請求書の提出が送付の方法による場合

ア 警察署長の措置

前記1の規定により利用停止請求書を受領したときは、利用停止請求書その他の送付された一切の書類を県民広報課長に送付をするものとする。

イ 県民広報課長の措置

前記1の規定により利用停止請求書を受領し、又は前記アの規定により警察署長から利用停止請

求書の送付を受けたときは、利用停止請求事案の処理状況を把握するために必要な措置を講ずるとともに、直ちに利用停止請求書を総務課長に送付をするものとする。

ウ 総務課長の措置

前記イの規定により県民広報課長から利用停止請求書の送付を受けたときは、次に掲げる事項を確認するものとする。この場合において、確認に至らない事項があるときは、利用停止請求者に当該事項を明らかにするため提示し、又は提出すべき書類について教示するものとする。

(ア) 開示を受けた者と利用停止請求をする者が同一であること、又は利用停止請求書を持参の方法によって提出することができないやむを得ない理由があること。

(イ) 利用停止請求に係る保有個人情報の本人、法定代理人又は本人の委任による代理人であること。

3 補正の要求

総務課長は、前記2の(1)のイの(イ)又は(2)のイの規定により県民広報課長から送付を受けた利用停止請求書について条例第37条第3項の補正が必要であると認めるときは、県民広報課長を経由して、速やかに利用停止請求者に補正の参考となる情報を提供し、補正を求めるものとする。

4 利用停止決定等の検討

総務課長は、利用停止請求書を受理したときは、速やかに利用停止の是非について、検討するものとする。この場合において、総務課長は、県民広報課長と協議をするものとする。

5 利用停止決定等の期間の延長等

(1) 総務課長は、前記4の規定による検討の結果、条例第40条第1項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことが困難であると認めるときは、関係資料を添えて、次に掲げるいずれかの措置を速やかに本部長に上申するものとする。

ア 条例第40条第2項の規定による利用停止決定等の期間の延長

イ 条例第41条第1項の規定による利用停止決定等の期限の特例の適用

(2) 総務課長は、前記(1)の規定による上申をした場合において、公安委員会が利用停止決定等の期間の延長を決定したときは利用停止決定等期間延長通知書（規則様式第22号）により、利用停止決定等の期限の特例の適用を決定したときは利用停止決定等期間特例延長通知書（規則様式第23号）により、県民広報課長を経由して、速やかに利用停止請求者に通知するものとする。

6 利用停止決定等

(1) 総務課長は、前記4の規定による検討の結果、利用停止決定等が可能であると認めるときは、関係資料を添えて、直ちに本部長に上申するものとする。

(2) 総務課長は、前記(1)の規定による上申をした場合において、公安委員会が利用停止決定等をしたときは、当該決定の内容に応じて、利用停止決定通知書（規則様式第20号）又は利用不停止決定通知書（規則様式第21号）（以下「利用停止決定通知書等」という。）により、県民広報課長を経由して、直ちに利用停止請求者に通知するものとする。

7 利用停止の実施

総務課長は、公安委員会が利用停止決定をしたときは、利用停止に係る保有個人情報について、利用停止を実施するものとする。

第8 審査請求に対する措置

1 公安委員会及び本部長の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に対する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下本項において「法」という。）に基づく審査請求があった場合においては、兵庫県公安委員会における行政不服審査の手續に関する規則（平成28年兵庫県公安委員会規則第6号。以下「審査規則」という。）第3条の本部長が指定する職員は、県民広報課長とする。この場合において、県民広報課長は、指定する職員に法第9条第4項の事務を行わせることができる。

2 県民広報課長は、執行停止（処分の効力、処分の執行又は手續の続行の全部又は一部の停止その他の措置をいう。以下同じ。）の申立てがあったとき、又は必要があると認めるときは、執行停止をしかどうかの決定について、速やかに、審査庁（法第9条の審査庁をいう。以下同じ。）に上申するものとする。

- 3 県民広報課長は、審査請求を受け付けたときは、審査請求書の副本を所管課長（所管課の長をいう。以下同じ。）及び主管課長（主管課の長（所管課長を除く。）をいう。以下同じ。）に送付するものとする。この場合において、県民広報課長は、当該審査請求が条例第42条第1項各号に掲げるもののいずれにも該当しないときは、提出期限として相当な期間を指定して、所管課長に弁明書の提出を求めるものとする。
- 4 所管課長は、前記3後段の規定による求めがあったときは、期限内に弁明書の案を起案し、処分庁等（法第4条第1号の処分庁等をいう。以下同じ。）の決裁を受けた上で、所要の通数の弁明書を県民広報課長に送付するものとする。
- 5 県民広報課長は、前記4の送付を受けたときは、速やかに弁明書の副本を審査請求人及び参加人に送付するものとする。
- 6 県民広報課長は、前記4の送付を受けたときは、条例第42条の諮問について、遅滞なく上申するものとする。
- 7 条例第42条の諮問は、諮問書（様式第9号）により、行うものとする。
- 8 条例第45条第1項の規定による保有個人情報の提示、同条第2項の規定による資料の提出、同条第4項の意見書又は資料の提出（以下「資料の提出等」という。）は、県民広報課長が行うものとする。
- 9 条例第45条第4項の規定による事実の陳述又は鑑定（以下「鑑定等」という。）は、県民広報課長が行うものとする。この場合において、県民広報課長は、指定する職員に鑑定等を行わせることができる。
- 10 県民広報課長は、前記8の資料の提出等及び前記9の鑑定等について、所管課長及び主管課長又はその他の関係所属長（以下「関係所属長等」という。）に必要な協力を求めることができる。この場合において、関係所属長等は、指定する職員に鑑定等を行わせることができる。
- 11 条例第46条第1項の規定による意見の陳述の申立ては、県民広報課長が行うものとする。
- 12 前記11の申立てにより、審議会（附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する情報公開・個人情報保護審議会をいう。以下同じ。）が意見の陳述の機会を与えたときは、当該意見の陳述は、県民広報課長が行うものとする。この場合において、県民広報課長は、指定する職員に当該意見の陳述を行わせることができる。
- 13 県民広報課長は、前記12の意見の陳述について、関係所属長等に必要な協力を求めることができる。この場合において、関係所属長等は、指定する職員に当該意見の陳述を行わせることができる。
- 14 条例第49条第1項の規定による意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、これらに準ずる行為として実施機関等の規則で定める行為）（以下「閲覧等」という。）の求めは、県民広報課長が行うものとする。この場合において、審議会が閲覧等について、その日時又は場所を指定したときは、県民広報課長は、指定する職員に当該閲覧等を行わせることができる。
- 15 審議会の答申は、県民広報課長が受け付けるものとする。
- 16 県民広報課長は、審査請求が条例第42条第1項各号に掲げるもののいずれかに該当するとき、又は審議会の答申を受け付けたときは、速やかに裁決書の案を起案し、審査庁に上申するものとする。
- 17 法第51条第2項及び第3項の送達並びに第4項の送付は、県民広報課長が行うものとする。
- 18 審査手続を行う者の指定、審査請求書又は審査請求録取書の受付事務、審査請求に必要な情報の提供、執行停止、弁明書の提出及び裁決に関しては、行政不服審査に関する事務取扱要領（平成28年兵警監例規甲第13号）第3本文、第4の2及び3、第6、第8及び第14の規定は適用しないものとし、行政不服審査に関する事務取扱要領の他の規定の適用については、次表の左欄に掲げる行政不服審査に関する事務取扱要領の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第3ただし書	訟務官	県民広報課長
第4の1	規則	審査規則
	所管課長	県民広報課長
第5	所管課長	県民広報課長
第7の1	審理官	県民広報課長
第7の2	審理官	県民広報課長
	規則	審査規則
第9の1	審理官	県民広報課長
第9の2	規則	審査規則
	所管課長とする。	所管課長又は主管課長とする。この場合において、所管課長又は主管課長は、指定する職員に口頭意見陳述を行わせることができる。
第9の3	審理官	県民広報課長
第10の1	規則	審査規則
	所管課長	県民広報課長
第10の2	証拠書類等の提出を受けた所管課長	県民広報課長は、証拠書類等の提出を受けた場合
	作成し、必要な事項を記載した上、当該証拠書類等取扱書に証拠書類等を添えて審理官に引き継ぐものとする。	作成するものとする。
第11、第12の1及び2並びに第13	審理官	県民広報課長
第15	審理官	県民広報課長
	規則	審査規則

第9 出資法人の指定

条例第63条に規定する法人は、次に掲げるいずれかの法人であって、取り扱う個人情報の本人（当該法人の職員を除く。）の数が100人以上のものとする。

- (1) 基本財産又は資本金の額に占める県からの出資又は出えんを受けた額の割合が2分の1以上の法人
- (2) 県から出資又は出えんを受けている法人（(1)に掲げる法人を除く。）のうち、法人の支出に占める県からの継続的な財政支出の割合が2分の1以上のもの

開示請求事案の移送に関する意見照会書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの開示請求について、次のとおり事案を移送することに対して、あなたは、個人情報の保護に関する条例第23条第1項の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、開示請求事案の移送に関する意見書（様式第2号）により、事案を移送することに対する意見を具体的に記入の上、年 月 日までに提出してください。

保有個人情報の内容		
移送する理由		
移送元の実施機関の主管課等		
移送先	実施機関等名	
	事務担当課等	
備考		

- 注 1 本件開示請求については、移送先の実施機関等において開示決定又は不開示決定をすることとなりますが、移送が決定するまでは、不明な点は、移送元の実施機関の主管課等にお問い合わせください。
- 2 意見書は、移送元の実施機関の主管課等まで提出願います。

開示請求事案の移送に関する意見書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）（ ） ー 番

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり意見を申し述べます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
意見	(1) 事案の移送に関する反対の意思の有無（有・無） (2) 反対する理由

注 「意見」欄は、反対の意思の有無について該当するものを○印で囲んでください。
なお、有を○で囲んだ場合には、反対する理由を具体的に記入してください。

開示請求事案移送書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会

印

下記の開示請求について、個人情報の保護に関する条例第23条第1項の規定により移送します。

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報の内容	
移 送 理 由 等	
主 管 課 等	電話() - 番
備 考	

開示決定に対する意見書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所又は居所

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（法人その他の団体である場合）

連絡先（電話番号）（ ） ー 番

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり意見を申し述べます。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
意見	開示決定に対する反対の意思の有無（有・無） (1) 反対する部分 (2) 反対する理由

注 「意見」欄は、反対の意思の有無について該当するものを○印で囲んでください。
なお、有を○で囲んだ場合には、反対する理由を具体的に記入してください。

訂正請求事案の移送に関する意見照会書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの訂正請求について、次のとおり事案を移送することに対して、あなたは、個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、訂正請求事案の移送に関する意見書（様式第7号）により、事案を移送することに対する意見を具体的に記入の上、年 月 日までに提出してください。

保有個人情報の内容		
移送する理由		
移送元の実施機関の主管課等		
移送先	実施機関等名	
	事務担当課等	
備考		

- 注 1 本件訂正請求については、移送先の実施機関等において訂正決定又は不訂正決定をすることとなりますが、移送が決定するまでは、不明な点は、移送元の実施機関の主管課等にお問い合わせください。
- 2 意見書は、移送元の実施機関の主管課等まで提出願います。

訂正請求事案の移送に関する意見書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住所又は居所

氏名

連絡先（電話番号）（ ） ー 番

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり意見を申し述べます。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
意見	(1) 事案の移送に関する反対の意思の有無（有・無） (2) 反対する理由

注 「意見」欄は、反対の意思の有無について該当するものを○印で囲んでください。
なお、有を○で囲んだ場合には、反対する理由を具体的に記入してください。

訂正請求事案移送書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会

印

下記の訂正請求について、個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により移送します。

訂 正 請 求 年 月 日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移 送 理 由 等	
主 管 課 等	電話() - 番
備 考	

情報公開・個人情報保護審議会 様

兵庫県公安委員会



審査請求に対する裁決について（諮問）

審査請求人 から別添審査請求書（写し）のとおり審査請求があり、次の保有
個人情報の 決定に係る審査請求に対する裁決を行いたいので、個人情報の保
護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第42条第1項の規定により諮問します。

請求に係る保有個人情報の内容